

よりん彩ネット運営要領

(目的)

第1条 この要領は、男女共同参画に関する活動を行い又は行おうとする個人及び民間団体に、鳥取県男女共同参画センター（以下「センター」という）が各種事業の情報や団体等相互の交流の場の設定など活動促進につながる情報を直接提供すること（以下「情報の直接提供」という。）に必要な事項を定めることを目的とする。

(名称)

第2条 情報の直接提供を「よりん彩ネット」と称する。

(利用者)

第3条 利用者は、県内に居住し、又は通勤若しくは通学する個人並びに県内に活動の拠点を置く団体とする。

(利用者への支援)

第4条 センターは、利用者に対して次の支援を行うものとする。

- (1) センターが定期的に発行する情報紙及び事業情報の提供
- (2) 団体相互の交流の場及びセンター運営について意見を述べる機会の情報の提供

(利用手続き)

第5条 利用を希望する者は、様式第1号による申込書を鳥取県男女共同参画センター所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

- 2 所長は、前項の申込みをした利用者に対し様式第2号により通知するものとする。
- 3 利用者は、利用にかかる事項に変更が生じた場合には、様式第3号による変更届を所長に提出しなければならない。
- 4 利用申込みは、直接持参するか郵送、FAXまたは、Eメールにより行うこととする。
- 5 利用者は、利用を取り止める場合は、速やかにその旨を所長に申し出なければならない。

(利用者の抹消)

第6条 所長は、前条第5項による申し出があった場合は情報の直接提供を取り止める。

(利用の有効期間及び更新)

第7条 利用の有効期間は、入会の日から2年を経過した日以降初めて到来する3月31日までとする。

ただし、第5条第5項による申し出がない場合は、更に1年自動更新するものとし、以後この例による。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、利用に関して必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この要領は、平成16年9月1日から施行する。

この要領は、平成18年5月9日から施行する。

この要領は、平成21年9月16日から施行する。

この要領は、平成24年6月27日から施行する。